

## 病院敷地内全面禁煙について

小松崎病院では、「健康増進法」の趣旨に基づき、令和2年3月16日から、たばこ（電子たばこ等も含む）の病院敷地内全面禁煙となります。

学校・病院・官公庁施設では健康増進法第25条で受動喫煙の防止対策を講じるよう義務付けられています。

当院では、建物内のみならず、病院玄関や駐車場も含む敷地内の全てで禁煙のご協力をお願いしています。

職員のみならず患者さん及びそのご家族、お見舞いの方、工事業者、出入り業者など全ての方が対象となります。

病院敷地内全面禁煙に皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。